

平成 29 年度
第 1 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会
資 料

＜日 時＞ 平成 29 年 5 月 29 日（月）

13 : 30 ~ 15 : 00

＜場 所＞ 市役所 4 階 41 会議室

- | | | | |
|---|------------------------------------------|-------|--------|
| 1 | 会次第 | | P 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | | P2~P7 |
| 3 | 高齢者保健福祉計画推進協議会スケジュール | | P8 |
| 4 | 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱 | | P9~P10 |
| 5 | 委員名簿 | | P11 |
| 6 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査
について（資料 1） | | 別添 |
| 7 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票（案） | | 別添 |
| 8 | 在宅介護実態調査票（案） | | 別添 |

会 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

(2) その他

3 閉 会

第7期計画の位置づけ及び今後のスケジュール

1 法的位置づけについて

平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とする「新居浜市高齢者福祉計画2018兼第7期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する「市町村老人福祉計画」並びに、介護保険法第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定するものとなります。

2 計画の期間及び見直し時期

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。

そのため平成29年度に平成30年度から平成32年度を計画期間とする本計画の策定を行います。

また、老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8第7項および介護保険法第117条第6項の規定に基づき、介護保険事業計画と一体的に策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
現在の計画			新居浜市高齢者福祉計画 2015 兼第6期介護保険事業計画			
次期の計画			見直し 計画策定	新居浜市高齢者福祉計画 2018 兼第7期介護保険事業計画		

○介護保険法(抜粋)

(市町村介護保険事業計画)

第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安全確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○老人福祉法(抜粋)

(市町村老人福祉計画)

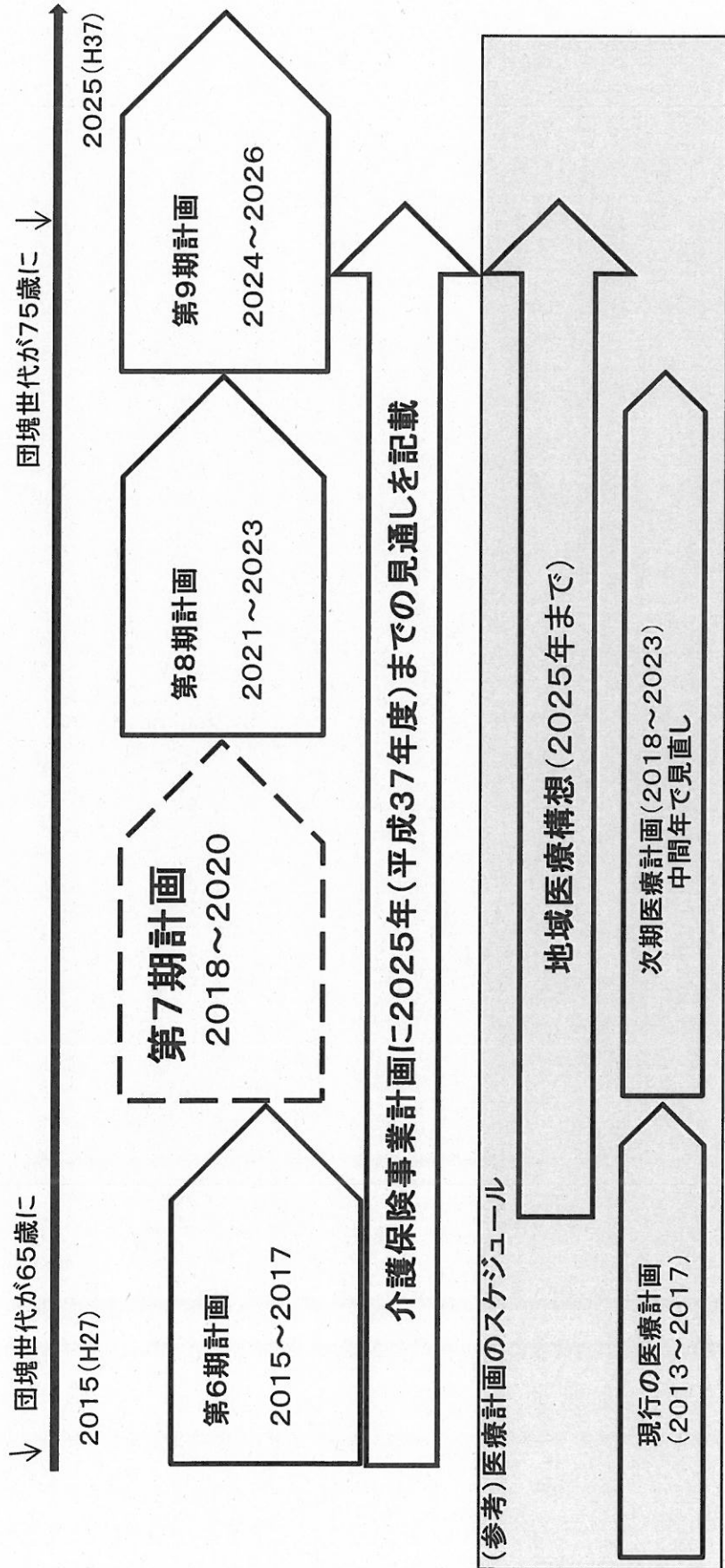
第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

介護保険事業計画の策定

第6期計画において、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年までの中長期的な推計、地域包括ケアシステムの構築など、第6期以降を視野に入れた計画策定、事業の執行をしてきた。

「第7期計画」の策定においても、これらの方針を継承し、第8期・第9期を見据えて「地域包括ケア」を段階的に推進する。



3 制度改正の概要

介護保険制度の見直しについては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されております。

【 概 要 】

<地域包括ケアシステムの深化・推進>

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ① 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ② 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ③ 財政的インセンティブの付与の規定の整備 ほか
- 2 医療・介護の連携の推進等
 - ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ① 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ② 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける ほか

<介護保険制度の持続可能性の確保>

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。
- 2 介護納付金への総報酬割の導入
 - ① 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

4 高齢者保健福祉計画推進協議会スケジュール(案)

	審議事項	
	高齢者福祉計画	介護保険事業計画
第1回(5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の位置づけ及び今後のスケジュール ● 制度改正の概要 ● アンケート調査の実施について ● その他 	
第2回(9月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の現状と将来推計 ● 高齢者保健福祉サービスの現状と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定者の現状 ● 介護保険サービスの現状と課題 ● 地域支援事業等の現状と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果の報告 ● 制度改正への対応について ● その他 	
第3回(11月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について ● 介護保険事業量推計結果 ● サービス基盤整備の方向性について
	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度改正への対応について ● その他 	
第4回(12月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について ● 介護保険事業量推計結果 ● サービス基盤整備の方向性について
	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施について 	
第5回(3月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について ● 介護保険事業量推計結果・保険料見込 ● サービス基盤整備の方向性について
	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果について ● 計画内容の承認 	

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画含む。）の円滑な推進及び後継計画策定のため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び委員の委嘱)

第2条 協議会は、委員15人で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護サービス事業者を代表する者

(任期)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(任務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、協議事項について市長に報告するものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関する事。
- (2) 介護保険給付に関する事。
- (3) 介護保険料に関する事。
- (4) 保健福祉事業に関する事。
- (5) その他高齢者施策に関して必要と認める事項に関する事。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿

委員氏名	所属団体	所属団体役職	備考
明石 秀美	新居浜市老人クラブ連合会	女性部長兼副会長	
浅井 憲子	新居浜市女性連合協議会	広報	H29. 4. 1～
上野 なぎさ	新居浜市社会福祉協議会	係長	
坂上 公三	新居浜市連合自治会	副会長	
定岡 嘉恵	新居浜市連合婦人会	副会長	
白石 正	新居浜市福祉施設協議会	会長	
神野 彰	市民公募		
神野 盛雄	新居浜市民生児童委員協議会	神郷校区会長	
橋本 朱實	新居浜市医師会	総括管理者	
秦 榮子	新居浜市食生活改善推進協議会	会長	
花野 響子	新居浜市歯科医師会		
村上 明良	新居浜市ボランティア連絡協議会	ボランティアサークル ハート2	
森田 圭子	西条保健所	健康増進課長	H28. 4. 1～
矢野 健吾	愛媛県地域密着型サービス協会	小規模特別養護老人ホームなの 花施設長	
山内 保生	新居浜市医師会	理事	

※現委員の任期:平成27年9月1日～平成30年8月31日